明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（総務一〇六）　一
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六三）　三

〔告　示〕
○消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件（消防庁二三）　二六
○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（同二四）　三〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三六五～三七一）　三三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三七二～三七四）　三七

〔官庁報告〕
国家試験
第四十一回社会保険労務士試験合格者（厚生労働省）　三九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
独立行政法人医薬基盤研究所平成二十事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五二
会社その他
会社決算公告　五六

省令

○総務省令第百六号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の三第五項及び第十七条の八第五項、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の五の規定に基づき、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月六日

総務大臣　原口　一博

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「うち」の下に「、幼稚園」を加え、「、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園」を「、特別支援学校及び高等専門学校」に改める。

第五十二条第二項第一号中「縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

第五十三条の三第一号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、「第八十二条の十」を「第百二十二条」に改め、同条第四号中「第六十八条の二」を「第百四条」に改める。

第五十七条各号列記以外の部分中「試験を受けようとする者は」の下に「、都道府県知事が定めるところにより」を加え、「受験願書に」を「受験願書並びに」に改め、「添付して、これを」を削り、同条第三号中「受験願書」を削る。